お済みですか!?

国民年金の現況届

現況届は早目に提出しましょう!!

国民年金（拠出制の障害、母子、準母子、遺児、寡婦年金）を受けている人は、引き続き、年金を受けるためには「国民年金受給権者現況届」を毎年五月中に、国民年金係へ提出しなければなりません。

「現況届」とは、年金受給者と、その加給対象者の生存及び生活維持関係の確認を行い、今年度の年金支払いを決める重要な届です。

もし、この現況届が期限の五月三十一日までに提出されないと、社会保険事務所では〝年金を引き続き支払ってよいかどうかの判断〟がつきませんので現況届が提出されるまでの間、年金の支払いを一時差し止めます。

このほか、障害年金受給者等で、診断書の再提出を求められた人は、併せて提出して下さい。

戸籍シリーズ 39

婚氏を称する届出と氏

昭和五十一年六月に、離婚復氏制度の改善が図られてから満三年を迎えようとしております。

ところがその利用の実情等を見ますと、せっかく婚氏を称する届出をしておきながら、実際には婚姻前（いわゆる実方）の氏を称している者や、届出後僅か二、三か月足らずで婚姻前の氏を称したいとして市町村の窓口に相談に訪れる者が少なくないようであります。また現に、婚姻前の氏を称するべく民法七九一条又は戸籍法一〇七条一項の規定による家庭裁判所の許可を得て、父母の氏を称する入籍の届や氏の変更届をする例もあるようです。

ところで、右制度は復氏を余儀なくされた者の社会生活上の不利益の制度を全面的に改めたものではなく、その復氏の原則はなお従来どおり維持しながら、単に離婚前に称していた呼称上の氏を称することができるにすぎないのです。

したがって、たとえ、離婚によって復氏した者が、婚氏を称する旨の届出をしても、離婚の際に称していた呼称上の氏を称するにとどまり、民法上はあくまで婚姻前の氏に復し、婚姻前の氏を称していることになることになっても、その者は民法上は依然婚姻前の氏を称していることに変わりはないのですから、後日において、婚姻前の氏の呼称を称したいと希望しても、父母と民法上の氏を異にする場合に認められる民法七九一条の規定に基づく氏の変更を求める余地はなく、仮りに家庭裁判所の右の氏変更の許可があったとしても、その許可は不適法であるこれに基づく届出（戸九八条）は受理されないこととされております。

離婚復氏者にとって、離婚後もなお離婚当時の氏を称するか否かは極めて重大な問題であると思います。

子どもさんのしあわせのために
『家庭児童相談室』
からのお知らせ

◎**西蒲原社会福祉事務所に「家庭児童相談室」**が設けられています。

子どもたちが、明るく健やかにたくましく成長してほしい……これはすべての人の願いです。子どものしあわせのためにも、一人でなやまず、どんな小さなことでも気軽にご相談下さい。

例えば
- わがままや、友だちのできない子ども、イライラしたり、おちつきのない子ども、ね小便する子どもなど。
- ちえおくれ、どもりやことばのおそい子ども、ことばがはっきりしない子どもなど。
- 学校や保育所（幼稚園）をきらい、自分勝手に休んでいる子どもなど。
- 盗み、けんか、乱暴、夜遊びする子どもなど。
- 親やお年寄りとうまくゆかない子どもなど。
- 子どもまかせにしている家庭や親のない子ども。
- その他子どものことで困っていることなど。

◎**相談のしかた**

相談は、直接福祉事務所へおでかけ下さい。もし都合の悪い方は、手紙か電話でも結構です。場合によっては相談員がお宅へお伺いします。

◎**相談の場所**

巻町大字赤さび字谷内巻総合庁舎二階
西蒲原社会福祉事務所内
「家庭児童相談室」
電話〇二五六七―(二)―五一一一（内線二二五）

◎**交通の案内**

巻駅前バス停より「白根行」「加茂行」「燕車庫行」に乗車し、「巻総合庁舎前」で下車して下さい。歩いても巻駅から十五分くらいです。

相談は、秘密を守りますのでご安心下さい。

相談はすべて無料です。

相談日は、毎週月曜日から金曜日までとし、午前八時三十分から午後五時まで

赤十字運動にご協力を!

奉仕団体である赤十字事業のほとんどは、社員による年三百円以上を納めていただいている社費によって賄われています。五月は社員増強社費募集の月間です。

村としては五月十九日までに社費を納入していただくよう準備しています。

よろしくご協力をお願いします。

原付出張試験のお知らせ

第一回
- 申込期日　五月十七日
- 法令講習　五月二十日
- 試験予定　午前十時より　五月二十三日

第二回
- 申込期日　五月三十日
- 法令講習　六月三日
- 試験予定　午前十時より　六月六日

○希望者は、住民票一通、申込金二、四〇〇円を添えて次の場所へ
- ○和納地区　二輪自転車店
- ○岩室地区　小林自転車店

昭和54年度保育料徴収基準が決りました

児童福祉法の規定に基づき，保護者から負担していただく昭和54年度分の保育料の徴収基準は，下記のとおり決まりました。

◇中央保育園・和納保育園・和納第二保育園・間瀬保育園

(1) 徴収基準額表

階層区分	定義			徴収基準額（月額） 3才以上児	3才未満児
A 階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）			0円	0円
B 階層	A階層を除き，前年度分の市町村税非課税世帯			0円	0円
C 階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税世帯	第 1	前年度分の市町村民税のうち均等割のみの課税世帯	4,000円	6,000円
		第 2	前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が 5,000円未満である世帯	5,000円	7,000円
		第 3	前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が 5,000円以上である世帯	6,000円	8,000円
D 階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯	第 1	前年分の所得税課税額が3,000円未満である世帯	7,000円	9,000円
		第 2	前年分の所得税課税額が3,000円以上15,000円未満である世帯	8,000円	10,000円
		第 3	前年分の所得税課税額が15,000円以上30,000円未満である世帯	9,500円	12,000円
		第 4	前年分の所得税課税額が30,000円以上60,000円未満である世帯	11,000円	14,000円
		第 5	前年分の所得税課税額が60,000円以上90,000円未満である世帯	12,500円	16,000円
		第 6	前年分の所得税課税額が90,000円以上120,000円未満である世帯	14,000円	18,000円
		第 7	前年分の所得税課税額が120,000円以上150,000円未満である世帯	15,500円	20,000円
		第 8	前年分の所得税課税額が150,000円以上180,000円未満である世帯	17,000円	22,000円
		第 9	前年分の所得税課税額が180,000円以上210,000円未満である世帯	17,000円	24,000円
		第 10	前年分の所得税課税額が210,000円以上240,000円未満である世帯	17,000円	26,000円
		第 11	前年分の所得税課税額が240,000円以上270,000円未満である世帯	17,000円	28,000円
		第 12	前年分の所得税課税額が270,000円以上である世帯	17,000円	30,000円

(2) 固定資産税額による階層繰上げ認定基準表

徴収基準額表の定義における階層及びその固定資産税額による区分	繰上認定する階層
C_1階層に属し，前年度分の固定資産税額が4,000円以上である世帯	C_2 階層
C_2階層に属し，前年度分の固定資産税額が6,000円以上である世帯	C_3 階層
C_2階層に属し，前年度分の固定資産税額が8,000円以上である世帯	D_1 階層
D_1階層に属し，前年度分の固定資産税額が10,000円以上である世帯	D_2 階層

(3) 減額徴収基準表

C_1～D_9階層に限り，同一世帯に２人以上入園児童がいる場合は，２人目の児童分から徴収金額を半額とする

点字研修のすすめ

西蒲原郡には、現在約四五〇名の視覚障害者があり、その半数は点字によらなければ解読できない方々です。

光を失った人々に希望と勇気と、文化の光をおくるため、点訳講習会に参加してみませんか。

本年度の点訳講習会は次のとおりです。

愛盲奉仕運動に関心をおもちの方は参加ください。

月日	曜日	備考
四月十五日	日	
五月十三日	日	会場　巻町公民館
六月　十日	日	・時間　九時半～三時半
七月　八日	日	・筆記用具を御持参下さい。
八月十二日	日	
九月　九日	日	・いつからでも、はじめられます。
十月十四日	日	
十一月十一日	日	・講習は無料です。
十二月　九日	日	
一月十三日	日	
二月　十日	日	
三月十六日	日	

身体障害者のみなさんへ
青い鳥はがきを贈呈

郵政省では，身体障害者に対する国民の理解を深めてもらう運動の一つとして「青い鳥はがき」を発行し4月20日から発売していますが，本年もこのはがきを満６才以上の重度の身体障害者（１級２級）手帳をお持ちの方に，お申出により，お１人20枚贈呈いたしております。

ご希望の方は，身障者手帳，印かんご持参の上，５月31日までにお近くの郵便局へお申し出下さい。

岩室郵便局